

品川区防犯設備維持管理補助金交付要綱

制定	平成28年	5月	9日	要綱第176号
改正	平成30年	6月	1日	要綱第147号
改正	令和元年	12月	27日	要綱第300号
改正	令和2年	4月	1日	要綱第85号
改正	令和3年	4月	1日	要綱第83号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区（以下「区」という。）が、東京都が実施する「地域における見守り活動支援事業」または「東京都防犯設備の整備に対する区市町村補助金交付事業」への補助金制度を活用して、「地域における見守り活動（防犯活動）」に自主的に取り組む区内の地域団体（町会、自治会、PTA、商店街等、一定の区域の住民が構成し、または参加する団体をいう。以下「補助事業者」という。）が設置した防犯カメラの維持管理に要する費用に充てる補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(補助金の交付対象)

第2条 前条に規定する補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、品川区地域見守り活動事業に対する補助金交付要綱（平成22年要綱第84号）または品川区防犯設備整備事業補助金交付要綱（平成17年要綱第85号）に基づき交付した補助金を充てて設置した防犯カメラの維持管理費とする。

(補助金の対象経費)

第3条 補助金の対象とする経費は、前条に規定する防犯カメラの維持管理費のうち電気料金、電柱使用料、移設料、保守点検料および修繕費の一部とする。この場合において、保守点検料とは、防犯カメラの正常な作動の維持を目的に実施される点検作業等に係る経費をいい、修繕費とは、機能の一部または全部に異常が発生している防犯カメラを正常な状態に戻す復旧作業等に係る経費および防犯カメラの部材等の交換に係る経費をいう。

(補助金の額および補助率)

第4条 補助金の額および補助率は、別表に定める額および率とする。

(補助金の交付申請および請求)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、団体の代表者名で、補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）を区長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 区長は、前条の補助金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適当と認めるときは補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（第2号様式）により補助事業者に通知するものとする。

2 この補助金の交付決定には、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

(1) 事業の執行に当たっては、公正かつ透明に行われるようにしなければならない。

(2) 運用する防犯カメラを撤去した場合は、速やかにその旨区長に報告すること。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助金の交付の決定に係る会計年度終了後、速やかに実績報告書（第3号様式）を区長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 区長は、前条の報告があった場合は、これを審査し、別表に基づき交付すべき補助金の額を確定し、補助金確定通知書（第4号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第9条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令または補助金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

(補助金の返還)

第10条 区長は、補助金の交付を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助事業者に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(補助金の経理等)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか補助金交付に関し必要な事項は、地域振興部長が定める。

付 則

この要綱は、平成28年 5月 9日から適用する。

付 則

この要綱は、平成30年 6月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 元年12月27日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和 3年 4月 1日から適用する。

別表（第4条関係）

補助金の対象経費	防犯カメラ1台あたりの補助金の額および補助率
電気料金	3,000円
電柱使用料	1,000円
移設料	100,000円
保守点検料	補助金の対象経費の額の6分の5（品川区防犯設備整備事業補助金交付要綱に基づき交付した補助金を充てて設置した防犯カメラに係るものの場合（以下「商店街等が申請する場合」という。）は、3分の2）の額とし、補助対象経費は10,000円を限度とする。
修繕費	補助金の対象経費の額の6分の5（商店街等が申請する場合は、3分の2）の額とし、補助対象経費は200,000円を限度とする。

備考

- 1 防犯カメラの設置に電柱を使用していない場合は、電気料金のみとする。
- 2 当該年度の1年間に実際に支払った電気料金、電柱使用料、移設料、保守点検料・修繕費が補助金額を下まわる場合は、実際に支払った額を補助金額とする。
- 3 年度途中で設置または廃止した場合の電気料金、電柱使用料に係る補助金額については、その事実の発生した日の属する月を含むものとし、月額計算（10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 4 保守点検料・修繕費に係る補助金の交付は、防犯カメラ1台あたり年1回とする。
- 5 保守点検料・修繕費に係る補助金に関して、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 6 電気料金および電柱使用料の補助金について、補助金の対象経費の額が次の基準額を超えるときは、当該補助金の対象経費の額と基準額との差額を加算した額とし、加算する額の上限は各限度額とする。
 - (1) 電気料金 5,000円（限度額2,000円）
ただし、商店街等が申請する場合は、4,000円（限度額1,000円）とする。
 - (2) 電柱使用料 2,000円（限度額1,000円）
- 7 上記6に規定する加算した額の補助金の交付を受けようとする場合は、当該補助金の対象経費が防犯カメラの維持管理のみに要した1年分の経費であることを証明する領収書等の写しを提出しなければならない。

第3号様式（第8条関係）

年 月 日

品川区長 あて

団体名
代表者名
住所

品川区防犯設備維持管理補助金に係る実績報告書

年度品川区防犯設備維持管理補助金に係る実績は下記のとおりです。

記

1 活動実績

補助金の対象項目	数 量	備考
防犯カメラ		
電 柱		
移 設 料		
保守点検料		
修 繕 費		

※ 備考欄については、防犯カメラが稼働していなかった場合に記入してください。

第4号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

品川区長

印

品川区防犯設備維持管理補助金の確定について（通知）

年 月 日付で実績報告のあった 年度品川区防犯設備維持管理
補助金について、下記のとおり確定します。

記

- | | | | |
|---------|---|-------|---|
| 1 交付確定額 | 金 | _____ | 円 |
| 2 交付済額 | 金 | _____ | 円 |
| 3 差引金額 | 金 | _____ | 円 |